

布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件について

令和4年9月27日（火）

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課

1. 第1回会議での主な御意見

実務経験10年について	<ul style="list-style-type: none">• 部署異動のため、資格取得にかなりの時間を要している。• 水道以外の道路や公園・下水道などの経験年数のうち、何割か加味してほしい。• 水道技術管理者についてはしっかりした資格要件が必要。
学歴と実務経験年数	<ul style="list-style-type: none">• OJTが一番の経験。衛生工学や上水道工学を履修したかしないかの差で1年は長い。• 布設工事監督者の実務経験年数としては、大卒、高卒問わず2年程度あれば十分ではないか（ただし、土木や農業など、他部署での相応の経験を積む必要あり）。• 水道技術管理者については、布設工事監督者とは性質が異なる。水道事業の経験が長ければ長いほど技術管理者としての業務を行う上で望ましい。
その他	<ul style="list-style-type: none">• 既存制度の柔軟性において、水道事業者が条例で要件を定めることが可能だが、それも簡単ではない。• 資格要件を変更する必要はないが水道界に入ってきた人材を育成する仕組みを充実させることで、実務経験年数の短縮にも役立つようにするとよい。• その他の資格についても今回の検討の中で参考にしてはどうか。

2. 資格要件のアンケート調査結果（アンケート内容の概要）

【調査対象及び回答数】

- ・ 水道事業（簡易水道事業含む）、水道用水供給事業：合計3,906事業を対象
水道事業者全体の約7割、簡易水道事業者全体の約1割、水道用水供給事業者の約7割から回答（全体で約3割）

<計画給水人口の規模別にみた回収状況の内訳（水道事業及び簡易水道事業）>

	水道事業	簡易水道事業	合計
1百～2百未満	0	14	14
2百～3百未満	0	9	9
3百～4百未満	0	7	7
4百～5百未満	0	6	6
5百～1千未満	0	9	9
1千～2千未満	0	25	25
2千～3千未満	0	31	31
3千～4千未満	0	21	21
4千～5千	0	33	33
5千人超5万人以下	515	0	515
5万人超	420	0	420
合計	935	155	1,090

※事業種別無回答：3事業体

<1日最大給水量の規模別にみた回収状況の内訳（水道用水供給事業）>

	2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 超	合計
事業数	12	52	64

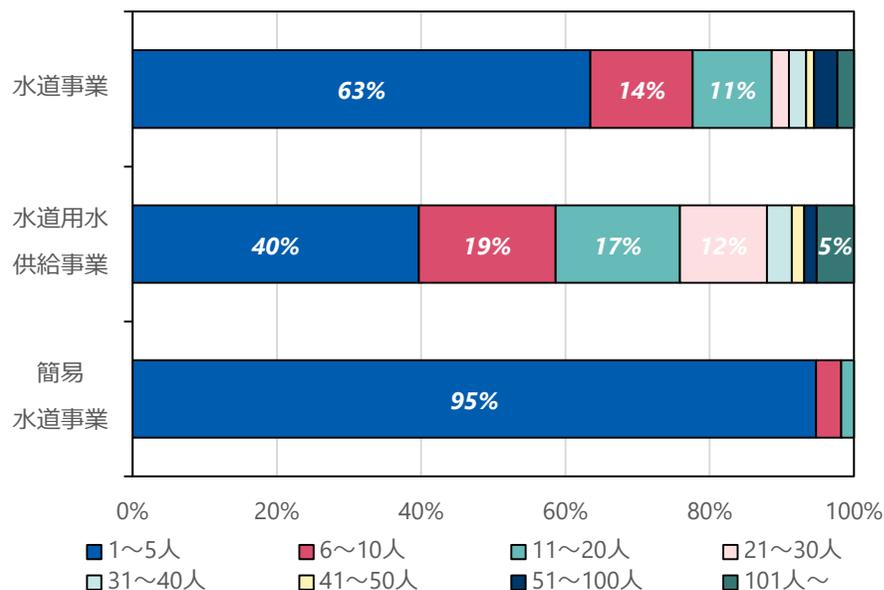
【主な質問内容】

- ・ 事業者の規模、職員数
- ・ 条例における資格要件等の制定状況（水道法の要件と同じ/異なる）
- ・ 資格要件を満たす職員の数
- ・ 資格保有者の基礎情報（初めて資格要件を満たした際の要件）
- ・ 実務経験年数「10年以上」に対する考え、他分野の実務経験を含めることへの考え
- ・ 学歴や学科、科目ごとに規定されている実務経験年数等

2. 資格要件のアンケート調査結果（布設工事監督者について）

各事業における布設工事監督者の資格要件を満たす職員数の確認

布設工事監督者の資格要件を満たす職員の数。



<事業種別に応じた回答状況>

- “1～5人”水道事業者では6割程度、簡易水道事業者では9割程度を占めている。
- 5万人以下の水道事業、簡易水道事業のほとんどが5人以下。

<計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）>

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
1～5人	108	395	133	636
6～10人	4	22	96	122
11～20人	2	7	84	93
21～30人	0	0	20	20
31～40人	0	0	20	20
41～50人	0	0	9	9
51～100人	0	0	27	27
101人～	0	0	19	19
合計	114	424	408	946

<1日最大給水量（水道用水供給事業）>

	2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 超	合計
1～5人	7	16	23
6～10人	2	9	11
11～20人	0	10	10
21～30人	0	7	7
31～40人	0	2	2
41～50人	0	1	1
51～100人	0	1	1
101人～	0	3	3
合計	9	49	58

2. 資格要件のアンケート調査結果（布設工事監督者について）

初めて資格要件を満たした要件

布設工事監督者は、初めて資格要件を満たした際に、どの要件を満たしていたか。（該当する要件ごとの人数を御回答ください。）

<事業種別にみた回答状況>

	水道事業	水道用水供給事業	簡易水道事業	合計
ア	137	5	13	155
イ	189	8	9	206
ウ	69	3	10	82
エ	141	7	15	163
オ	251	21	70	342
カ	10	0	3	13
合計	797	44	120	961

- 「オ」の要件が多い。
- 次に、「イ」⇒「エ」⇒「ア」の順。

<布設工事監督者の資格要件（令第5条）>

分類		技術上の実務経験※	アンケート選択肢
大学卒業 <短期大学を除く> ()内は、大学院にて 衛生工学又は水道工学を 1年以上専攻した場合	土木工学科又は これに相当する 課程	衛生工学又は 水道工学を履修	ア 2年以上 (1年以上)
		上記以外を履修	イ 3年以上 (2年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科又は これに相当する課程		ウ 5年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科又は これに相当する課程		エ 7年以上
水道の工事に関する実務経験のみ			オ 10年以上
技術士 上下水道部門 2次試験合格	上水道及び工業用水道を選択		カ 1年以上

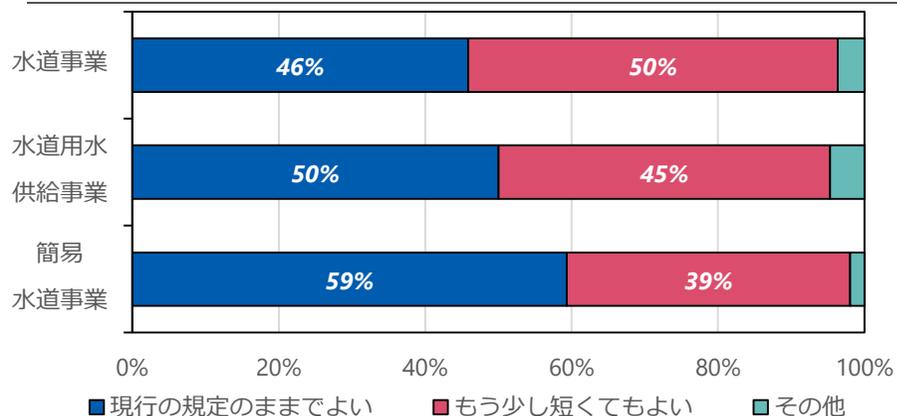
※ 簡易水道の場合は必要年数は半分

2. 資格要件のアンケート調査結果（布設工事監督者について）

実務経験年数「10年以上」についてどのように感じるか。

施行令第5条第1項第5号に規定する布設工事監督者の実務経験年数を「10年以上」としていることについて、どのように感じますか。

①現行の規定（10年以上）のままでよい ②もう少し短くてもよい ③その他（自由記述）



＜事業種別に応じた回答状況＞

- 水道事業者と水道用水供給事業者は、おおむね半々の回答。
- 実務経験年数が半分でよい簡易水道事業者は「現行の規定のままでよい」が6割程度。
- 「もう少し短くてもよい」や「その他」においては、“5年程度の実務経験でよいのではないか”といった意見（緩和）や、“登録講習の課程を必須とするべき”といった意見（強化）があった。

＜計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）＞

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
現行の規定のままでよい	92	242	186	520
もう少し短くてもよい	60	256	215	531
その他	3	17	17	37
合計	155	515	418	1,088

＜1日最大給水量（水道用水供給事業）＞

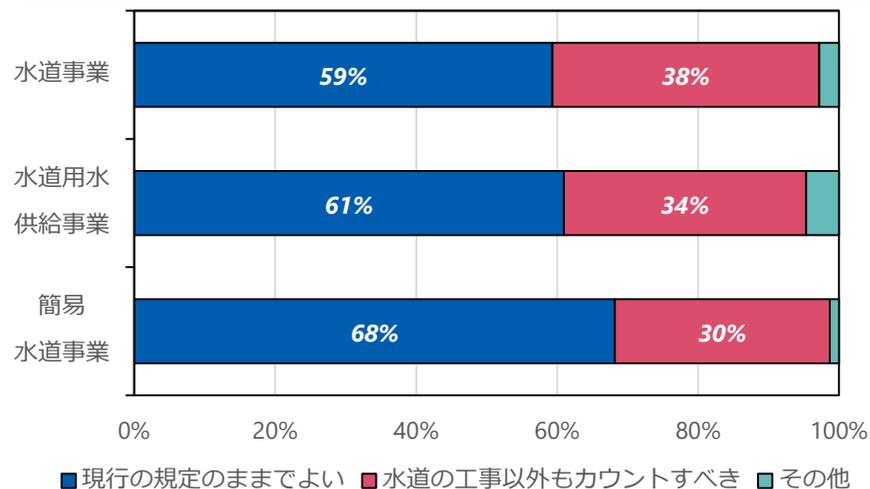
	2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 超	合計
現行の規定のままでよい	7	25	32
もう少し短くてもよい	5	24	29
その他	0	3	3
合計	12	52	64

2. 資格要件のアンケート調査結果（布設工事監督者について）

実務経験年数「10年以上」に水道の工事以外の経験年数を加味することについて、どのように感じるか。

施行令第5条第1項第5号において、布設工事監督者の実務経験年数について、「水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験」と規定されているが、この実務経験について、「水道の工事」以外の経験年数を含めるべきとの意見について、どのように感じますか。

①現行の規定のままでよい ②水道の工事以外の工事についても実務経験としてカウント可とすべき ③その他（自由記述）



＜事業種別に見た回答状況＞

- 「現行の規定のままでよい」が6割程度。
- 「水道の工事以外もカウントすべき」も3～4割程度あり、下水道、道路、河川などの経験年数も含めてもよいとの意見が多数あった。

＜計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）＞

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
現行の規定のままでよい	103	286	265	654
水道の工事以外もカウントすべき	46	215	137	398
その他	2	12	14	28
合計	151	513	416	1,080

＜1日最大給水量（水道用水供給事業）＞

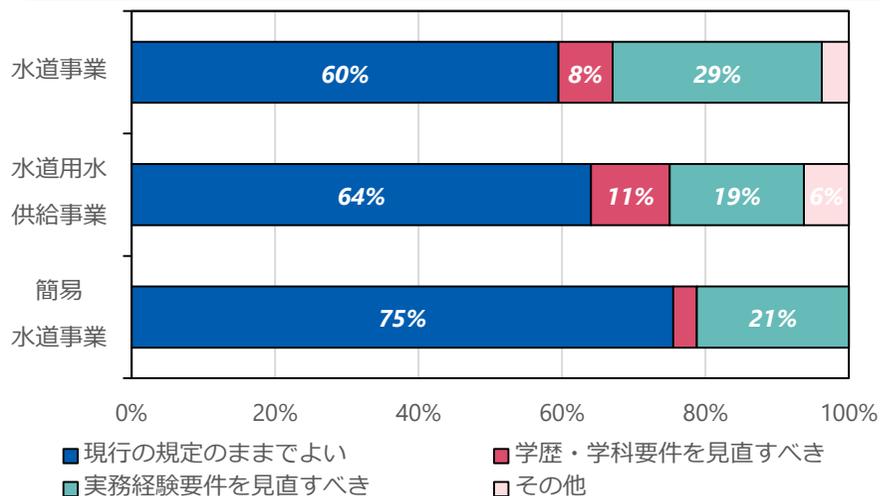
	2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 超	合計
現行の規定のままでよい	8	31	39
水道の工事以外もカウントすべき	4	18	22
その他	0	3	3
合計	12	52	64

2. 資格要件のアンケート調査結果（布設工事監督者について）

学歴・学科・科目の要件と、それぞれの要件ごとの実務経験年数について、どのように感じるか。

施行令第5条第1項第1号から第4号において、学歴・学科・科目ごとに、必要な実務経験年数が規定されているが、この規定についてどのように感じますか。

①現行の規定のままでよい ②学歴・学科要件を見直すべき ③実務経験要件を見直すべき ④その他（自由記述）



＜事業種別に応じた回答状況＞

- 「現行の規定のままでよい」が6割程度を占めている一方で、「実務経験要件を見直すべき」が2～3割程度の回答があった。
- 「見直すべき」との回答の主な内容は次ページ参照。

＜計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）＞

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
現行の規定のままでよい	114	324	229	667
学歴・学科要件を見直すべき	5	29	41	75
実務経験要件を見直すべき	32	143	128	303
その他	0	16	19	35
合計	151	512	417	1,080

＜1日最大給水量（水道用水供給事業）＞

	2万5千 ^m 未満	2万5千 ^m 超	合計
現行の規定のままでよい	8	33	41
学歴・学科要件を見直すべき	1	6	7
実務経験要件を見直すべき	3	9	12
その他	0	4	4
合計	12	52	64

2. 資格要件のアンケート調査結果（布設工事監督者について）

学歴・学科・科目の要件と、それぞれの要件ごとの実務経験年数について、どのように感じるか。

前項の以下項目の主な意見について

②学歴・学科要件を見直すべき

水道事業者向けのアンケート

- 布設工事には電気・機械設備の新設・改造工事も含まれることを踏まえ、電気工学や機械工学等も含めることが望ましい。
- 「衛生工学又は水道工学」とそれ以外の土木を分ける必要はない。
- 学歴等よりも講習会の受講と実務経験を重視した方が良い。
- 学歴や学科に関係なく、水道に関する技術上の実務の経験年数だけで要件を定めるべき。
- 水道工事が上手くいくかどうかは経験によるものが大きいいため、実務経験をもっと重視すべき。

③実務経験要件を見直すべき

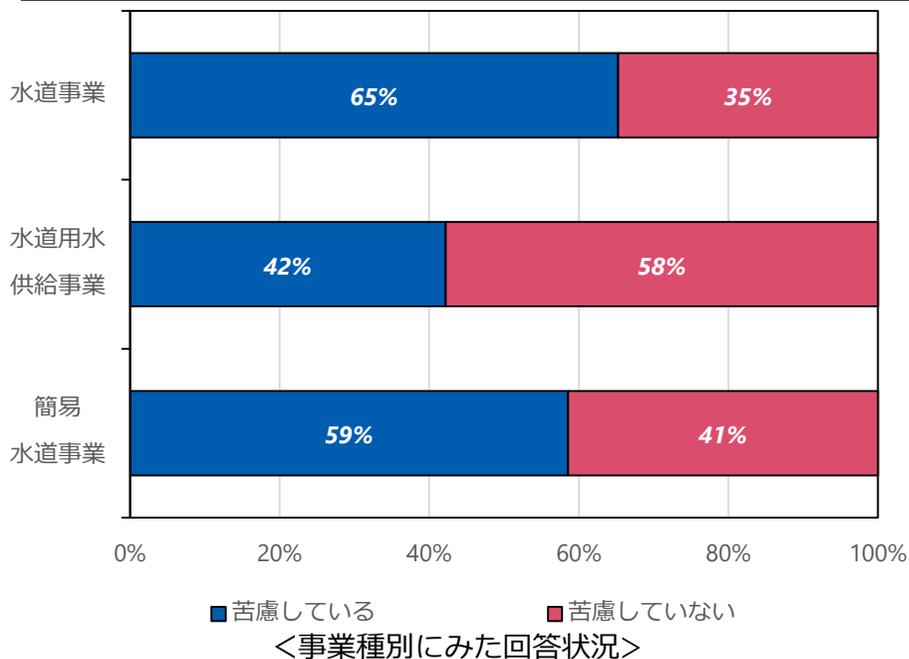
水道事業者向けのアンケート

- 5年以上を3年以上、7年以上を5年以上、10年以上を7年以上とするのはどうか。
- 大学の4年と実務の4年は違うため大卒3年、高卒7年の差を詰めても良いと思う。
- 大卒・短大卒・高専卒は同じでよい、その他は年数を短縮。
- 水道工事以外（道路、下水道工事）での実務経験も設計や積算、現場への対応力という点で、水道工事と同程度あることから、要件を見直した方が良いと考える。

2. 資格要件のアンケート調査結果（布設工事監督者について）

布設工事監督者の確保に苦慮しているか。

貴事業体では、布設工事監督者の確保に苦慮しているか。苦慮している場合、どのような点で苦慮しているか御教示ください。



- 水道事業や簡易水道事業においては、6割程度の事業体で布設工事監督者の確保に苦慮している状況。

＜計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）＞

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
苦慮している	89	369	236	694
苦慮していない	63	145	177	385
合計	152	514	413	1,079

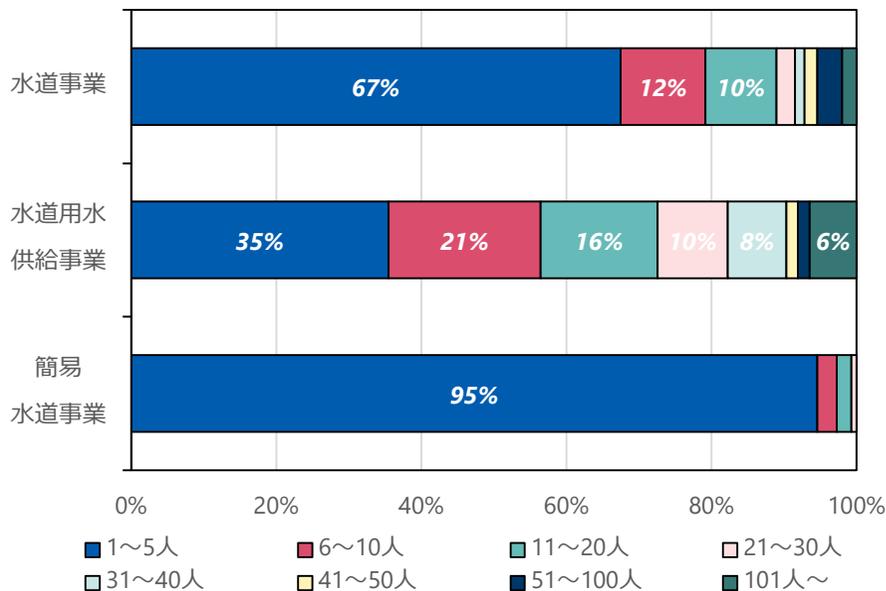
＜1日最大給水量（水道用水供給事業）＞

	2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 超	合計
苦慮している	6	21	27
苦慮していない	6	31	37
合計	12	52	64

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

各事業における水道技術管理者の資格要件を満たす職員数

水道技術管理者の資格要件を満たす職員の数。



<事業種別に応じた回答状況>

□ 水道事業で7割程度、簡易水道事業で9割以上が「1~5人」と回答。

<計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）>

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
1~5人	140	462	150	752
6~10人	4	22	84	110
11~20人	3	8	81	92
21~30人	1	0	23	24
31~40人	0	0	12	12
41~50人	0	0	16	16
51~100人	0	0	31	31
101人~	0	0	18	18
合計	148	492	415	1,055

<1日最大給水量（水道用水供給事業）>

	2万5千 ^m 未満	2万5千 ^m 超	合計
1~5人	10	12	22
6~10人	1	12	13
11~20人	0	10	10
21~30人	0	6	6
31~40人	0	5	5
41~50人	0	1	1
51~100人	0	1	1
101人~	0	4	4
合計	11	51	62

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

初めて資格要件を満たした要件

水道技術管理者は、初めて資格要件を満たした際に、どの要件を満たしていたか。

<事業種別にみた回答状況>

	水道事業	水道用水供給事業	簡易水道事業	合計
ア	273	19	7	299
イ	95	15	6	116
ウ	44	5	12	61
エ	16	0	3	19
オ	23	0	4	27
カ	40	4	7	51
キ	26	1	3	30
ク	144	14	51	209
ケ	267	6	58	331
合計	928	64	151	1,143

- 「ア」及び「ケ」が他の資格要件よりも多く、これらの資格要件で5割程度を占める。
- 次いで、「ク」⇒「イ」の順番。

<水道技術管理者の資格要件（令第7条）>

分類		技術上の実務経験※	アンケート選択肢
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道は除く）		不要	ア
大学卒業 <短期大学を除く>	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	4年以上	イ
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	5年以上	ウ
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	6年以上	エ
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	7年以上	オ
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学	8年以上	カ
	工学、理学、農学、医学、薬学以外	9年以上	キ
水道に関する実務経験のみ		10年以上	ク
厚生労働大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の過程を修了		不要	ケ

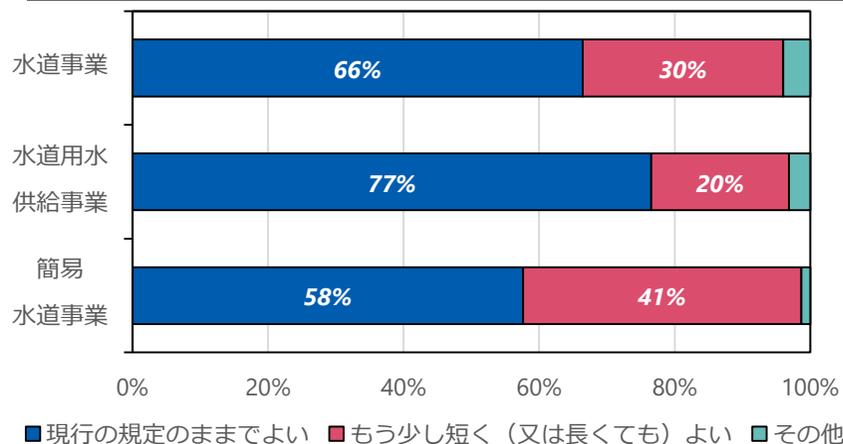
※ 簡易水道と1000m³/日以下の専用水道の場合は必要年数は半分

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

実務経験年数「10年以上」についてどのように感じるか。

施行令第7条第1項第3号に規定する水道技術管理者の実務経験年数を「10年以上」としていることについて、どのように感じますか。

①現行の規定（10年以上）のままでよい ②もう少し短くてもよい ③その他（自由記述）



＜事業種別に応じた回答状況＞

- 「現行規定のままでよい」が6～8割程度。
- 「経験は、長い方がよいが、職員に限られてしまうため、経験年数の短縮を考えてもよい」といった意見（緩和）がある一方で、「経験だけでは不十分である。講習を義務付けるべき」といった意見（強化）もあった。

＜計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）＞

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
現行の規定のままでよい	87	323	294	704
もう少し短く（又は長くても）よい	62	175	100	337
その他	2	16	21	39
合計	151	514	415	1,080

＜1日最大給水量（水道用水供給事業）＞

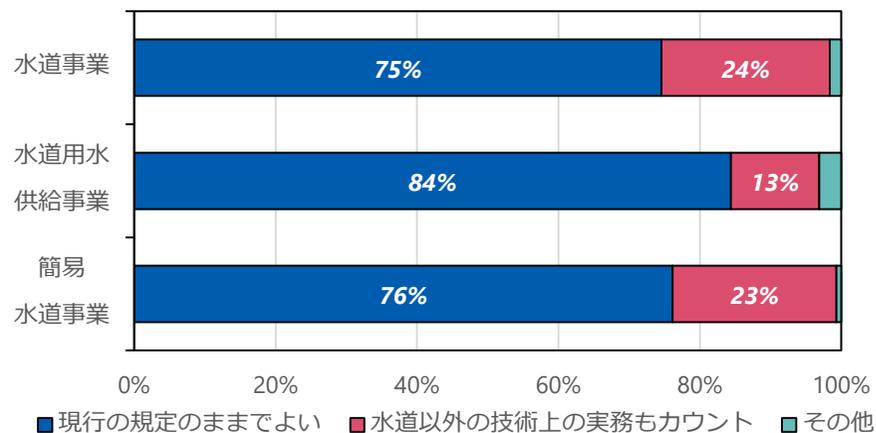
	2万5千 ^m 未満	2万5千 ^m 超	合計
現行の規定のままでよい	9	40	49
もう少し短く（又は長くても）よい	3	10	13
その他	0	2	2
合計	12	52	64

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

実務経験年数「10年以上」について、水道以外の実務経験年数を加味することについてどのように感じるか。

施行令第7条第1項第3号において、水道技術管理者の実務経験年数について、「水道に関する技術上の実務に従事した経験」と規定されているが、この実務経験について、「水道」以外の経験年数を含めるべきとの意見について、どのように感じますか。

①現行の規定のままでよい ②水道以外の技術上の実務もカウント可とすべき ③その他（自由記述）



<事業種別にみた回答状況>

- 「現行の規定のままでよい」が8割程度。
- 「水道以外の技術上の実務もカウントすべき」の回答においては、下水道の管路布設替工事、下水処理場の改築・維持修繕工事などの経験年数も含めてもよいとの意見があった。

<計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）>

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
現行の規定のままでよい	115	363	329	807
水道以外の技術上の実務もカウント	35	146	75	256
その他	1	5	10	16
合計	151	514	414	1,079

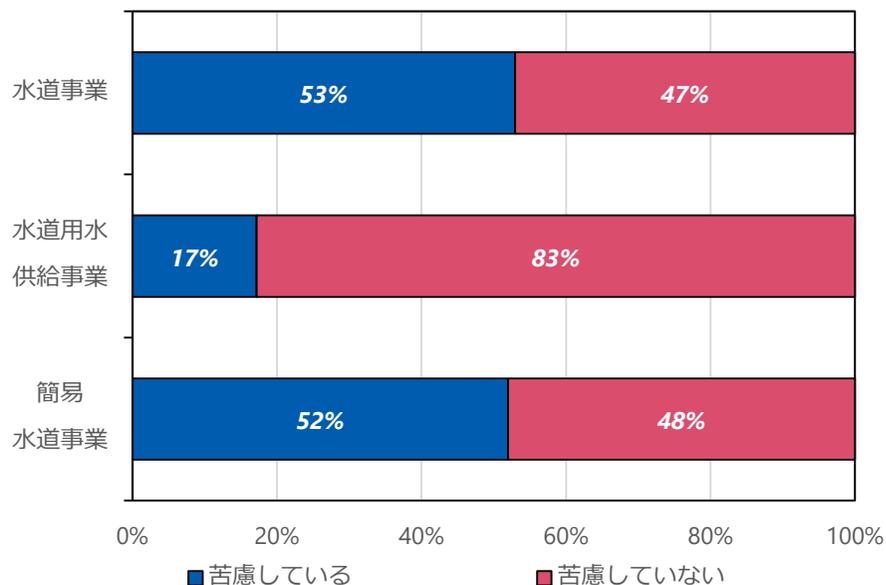
<1日最大給水量（水道用水供給事業）>

	2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 超	合計
現行の規定のままでよい	11	43	54
水道以外の技術上の実務もカウント	1	7	8
その他	0	2	2
合計	12	52	64

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

水道技術管理者の確保に苦慮しているか。

貴事業体では、水道技術管理者の確保に苦慮しているか。苦慮している場合、どのような点で苦慮しているか御教示ください。



<事業種別に応じた回答状況>

- 水道事業及び簡易水道事業においては、5割程度の事業体で水道技術管理者の確保に苦慮している。

<計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）>

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
苦慮している	79	325	162	566
苦慮していない	73	185	248	506
合計	152	510	410	1,072

<1日最大給水量（水道用水供給事業）>

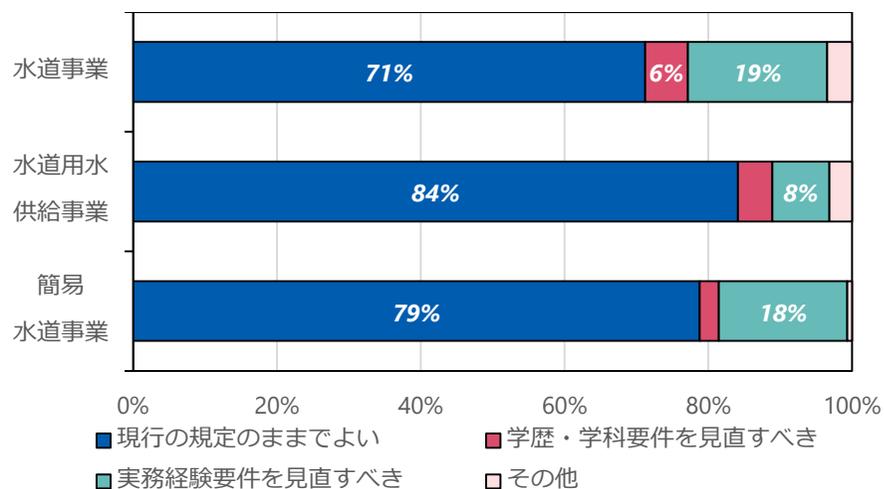
	2万5千m ³ 未満	2万5千m ³ 超	合計
苦慮している	4	7	11
苦慮していない	8	45	53
合計	12	52	64

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

学歴・学科・科目の要件と、それぞれの要件ごとの実務経験年数について、どのように感じるか。

施行令第7条第1項第2号において、学歴・学科ごとに、必要な実務経験年数が規定されているが、この規定についてどのように感じますか。

①現行の規定のままでよい ②学歴・学科要件を見直すべき ③実務経験要件を見直すべき ④その他（自由記述）



<事業種別にみた回答状況>

- 「現行の規定のままでよい」が7～8割程度を占めている。
- 「見直すべき」との回答の主な内容は次ページ参照。

<計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）>

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
現行の規定のままでよい	119	373	287	779
学歴・学科要件を見直すべき	4	25	30	59
実務経験要件を見直すべき	27	105	75	207
その他	1	11	21	33
合計	151	514	413	1,078

<1日最大給水量（水道用水供給事業）>

	2万5千 ^m 未満	2万5千 ^m 超	合計
現行の規定のままでよい	11	42	53
学歴・学科要件を見直すべき	1	2	3
実務経験要件を見直すべき	0	5	5
その他	0	2	2
合計	12	51	63

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

学歴・学科・科目の要件と、それぞれの要件ごとの実務経験年数について、どのように感じるか。

前項の以下項目の主な意見について

②学歴・学科要件を見直すべき

水道事業者向けのアンケート

- 学歴・学科要件もある程度必要であるが、それよりも実務経験年数を重ねなければ水道技術管理者としての職務がとても難しい。
- 法で定める学歴に応じた格差のある実務経験年数では、技術管理者としての責務が負えるだけの知識等を習得することは、難しいのではないか。
- 実務経験を重視した要件に見直すべき。
- 実務経験により知識や技術力等を習得しているのが実態であり、実務経験重視の方が有用である。

③実務経験要件を見直すべき

水道事業者向けのアンケート

- 技術上の実務経験年数を短縮すべき。大学卒業以外は一律6～7年でよい。
- 学歴に関係なく実務経験7年程度で支障ないと思う。
- 工学～薬学以外については、大卒でも高卒でも経験年数を一律とするべき。
- 水道に関わる実務経験を上下水道にする。
- 学歴に係わらず10年以上の実務経験が理想と考える。
- 水道事業における管理者として、学歴での知識を活用できるものは一部と考えられるため、現状における実務経験年数では短いと感じる。

2. 資格要件のアンケート調査結果（水道技術管理者について）

水道技術管理者に係る講習についての意見

水道技術管理者に係る講習（施行規則第14条第3号）における講習の科目・時間数（施行規則第14条の4第1項第1号）についてご意見があれば自由に記述してください。

<事業種別にみた回答状況>

	水道事業	水道用水供給事業	簡易水道事業	その他	合計
適当である	26	1	0	0	27
短縮した方がよい	39	0	3	0	42
オンライン化を希望	8	3	3	0	14
開催地を増やす	7	0	0	0	7
増やした方がよい	4	0	0	0	4
その他	11	0	0	0	11
合計	95	4	6	0	105

- 意見を記述いただいた105事業体のうち、講習の時間数を「短縮した方がよい」が4割程度、「適当である」が3割程度あった。
- その他、「オンライン化を希望」が1割程度あった。

<計画給水人口（水道事業、簡易水道事業）>

	5千人以下	5千人超 5万人以下	5万人超	合計
適当である	0	12	14	26
短縮した方がよい	3	26	13	42
オンライン化を希望	3	6	2	11
開催地を増やす	0	5	2	7
増やした方がよい	0	2	2	4
その他	0	6	5	11
合計	6	57	38	101

<1日最大給水量（水道用水供給事業）>

	2万5千 ^m ³ 未満	2万5千 ^m ³ 超	合計
適当である	0	1	1
短縮した方がよい	0	0	0
オンライン化を希望	1	2	3
開催地を増やす	0	0	0
増やした方がよい	0	0	0
その他	0	0	0
合計	1	3	4

3. 論点（① 布設工事監督者）

論点①-1：実務経験としてカウントできる対象業務について

- 現行の実務経験については、「**水道の工事に関する技術上の実務**」と規定されており、いずれの学歴要件にも該当しない場合に、その期間は「**10年以上**」必要となる。自治体において、実態として水道部局に10年以上配属され続けるケースばかりでなく、人材育成やキャリアアップの観点等から、道路、河川、下水道等の土木関連部局の様々な分野を担当しているという場合が少なくない。
- また、布設工事監督には、水質・衛生工学を含む水道工事全般の知見が求められるところではあるが、工事としては土木工事の形態をとる場合が多い。「**水道の工事**」以外の土木工事に関する実務経験についても、**実務経験年数に一定程度カウントできるようにすることについてどのように考えるか。**

※なお、実務経験年数については、民間での水道工事の経験年数も含めることができる。

水道事業者向けのアンケート

- 「現行のままでよい」という意見が6割程度、「水道以外の技術上の実務もカウント可能とすべき」という意見が4割程度で（水道事業者）であった。
- 「水道工事における監督者であるため、水道工事以外の実務をカウントする必要はない」という意見がある一方で、小規模な事業者では「技術職員が水道のみ実務経験を10年従事することは難しいため、土木や下水道も資格要件に含むべき」という意見もあった。
- その他、「実務経験年数を短縮するなら水道の工事以外の経験年数を含める必要はない」、「水道の工事以外の経験年数を含めるのなら実務経験年数は短縮しなくてよい」といった意見もあった。

3. 論点（① 布設工事監督者）

論点①-2：実務経験年数、学歴との関係について

- 学歴要件に該当しない場合の**実務経験の年数**について、現行では**10年間とされていること**についてはどのように考えるか。

水道事業者向けのアンケート

- 「現行規定のままでよい」と「もう少し短くてもよい」との意見が半々程度であった。
- 「もう少し短くてもよい」については、人事異動により10年以上の経験者の確保が難しいとの意見や、実務経験を5～7年以上にしてはどうかという意見が多くあった。
- 一方で、少数だが、もっと厳しくした方がよいという意見もあった。

- 学歴要件には、土木工学以外の専攻が対象外であるが、機械工学や電気工学など土木工学以外の工学系についても、**実務経験の短縮を可能とすること**についてどのように考えるか。（例えば、「工学」について広く認め、学歴よりも実務経験をより重視する等）
- 土木専攻のうち、水道工学又は衛生工学を専攻すると、さらに実務経験を1年短縮できるが、この規定は必要か（**1つの講義を履修していたかどうかで1年ほどの差をつけること**について、どのように考えるか。）

水道事業者向けのアンケート

- 電気や機械、建築といった学科を加えてほしいとの意見があった。
- 一方で、学科ではなく実務経験をより重視すべきという意見も多くあった。

3. 論点（① 布設工事監督者）

論点①-3：その他の論点

- 現在、技術士（上水道部門）のみが資格要件として位置づけられているが、**その他の国家資格についても考慮することが可能か。**

水道事業者向けのアンケート

- 技術士以外の資格としては、土木施工管理技士等が挙げられた。
- 講習を設けてほしいという意見があった。

（参考）水道事業者向けのアンケート（条例で定める布設工事監督者の資格）

- 水道法では、水道法施行令に定める資格を参酌しつつ、地方公共団体が条例で資格を定めることとなっている。
- アンケートに回答のあった1157事業者のうち133事業者において、法令とは別に以下のような独自の要件を定めていた。
 - 実務経験年数を1年短縮している例、実務経験に下水道や道路工事をカウントしている例など
 - 土木施工管理技士を資格要件として追加している例、造園施工管理技士を資格要件として追加している例など
 - 「（他の要件と）同等以上の技能を有すると市長（町長）が認めた者」としている例など

3. 論点（②水道技術管理者）

論点②-1：実務経験としてカウントできる対象業務について

- 現行の実務経験については、「水道に関する技術上の実務」と規定されており、いずれの学歴要件にも該当しない場合に、その期間は「10年以上」必要となる。
- 水道技術管理者は、水道に係る技術的な実務全般を統括する責任を有する立場であることを考えたとき、この実務経験に、「水道」以外の実務経験についても、一定程度カウントすることについてどう考えるか。

水道事業者向けのアンケート

- 「現行のままで良い」という意見が7割以上を占め、「水道以外の技術上の実務もカウント可能とすべき」という意見は2割程度（水道事業者）であった。
- 水道以外の技術上の実務については、下水道や土木工事などが意見として上がっていた一方で、相当の技術水準が求められることから、水道以外の経験年数を含めるべきではないという意見もあった。

論点②-2：実務経験年数、学歴との関係について

- 学歴要件に該当しない場合の**実務経験の年数**について、現行では**10年間とされていること**についてはどのように考えるか。

水道事業者向けのアンケート

- 「現行の規定のままでよい」との回答が6割以上、「もう少し短くてもよい」との回答が3割程度（水道事業者）であった。
- 実務経験年数だけでなく、水道技術管理者資格取得講習会を受講した者が技術管理者となるべきといった意見も多くあった。

3. 論点（②水道技術管理者）

論点②-3：その他の論点

- 厚生労働大臣の登録を受けた者（日本水道協会）が行う講習の内容や期間についてどのように考えるか。

水道事業者向けのアンケート

- 現行の講習の内容・期間（学科15日、実務15日）が妥当であるとの意見がある一方で、もう少し期間を短くして欲しい（職場を不在にして6週間受講が必要であり、長期間職場を不在にできない）との意見が多くあった。また、実務講習を受け入れる側の負担を懸念する意見もあった。

- その他の意見

水道事業者向けのアンケート

- 管理職が実務経験が足りず、一般職員しか要件を満たさないため、一般職員が水道技術管理者になっている場合があるが、責任と役職が見合わない。

（参考）水道事業者向けのアンケート（条例で定める水道技術管理者の資格）

- 水道法では、水道法施行令に定める資格を参酌しつつ、地方公共団体が条例で資格を定めることとなっている。
- アンケートに回答のあった1157事業者のうち84事業者において、法令とは別に以下のような独自の要件を定めていた。
 - 実務経験年数を水道法令より1年短くしている例、実務経験を5年以上としている例など
 - 行政機関としての役職を指定している例、「（他の要件と）同等以上の技能を有すると市長が認めた者」としている例など